

ショートステイ百華苑 料金表

令和6年8月1日改定

事業所番号

2373300934

【介護保険サービス】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	529単位/日	656単位/日	704単位/日	772単位/日	847単位/日	918単位/日	987単位/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日						
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位/日						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位×14.0%						
介護保険自己負担分(1割)	638円	786円	862円	941円	1028円	1110円	1190円
介護保険自己負担分(2割)	1277円	1572円	1724円	1883円	2056円	2221円	2381円
介護保険自己負担分(3割)	1915円	2358円	2587円	2825円	3084円	3331円	3572円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2066円/日	880円/日	880円/日	1370円/日	2066円/日
食費	1445円/日	300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日
一日負担額	3511円	1180円	1480円	2370円	3366円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります

第一段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者)

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)

第二段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)

第三段階①(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)

第三段階②(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える)

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)

食費内訳(朝食335円、昼食630円、夕食480円)

【一日あたり負担目安】

(単位:円)

	介護保険負担限度額認定証なし1割負担	介護保険負担限度額認定証なし2割負担	介護保険負担限度額認定証なし3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要支援1	4,149	4,788	5,426	1,818	2,118	3,008	4,004
要支援2	4,297	5,083	5,869	1,966	2,266	3,156	4,152
要介護1	4,373	5,235	6,098	2,042	2,342	3,232	4,228
要介護2	4,452	5,394	6,336	2,121	2,421	3,311	4,307
要介護3	4,539	5,567	6,595	2,208	2,508	3,398	4,394
要介護4	4,621	5,732	6,842	2,290	2,590	3,480	4,476
要介護5	4,701	5,892	7,083	2,370	2,670	3,560	4,556

※上記金額は、一日あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差額が生じる場合があります

【その他費用】

ア、送迎加算	片道につき184単位
イ、口腔連携強化加算	1回50単位(口腔健康状態の評価を行った上で、連携歯科医療機関への相談及び介護支援専門員への情報提供を行った場合)
ウ、看取り連携体制加算	1日64単位(7日を限度として)看護職員の体制確保や方針を決め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合
エ、長期利用者に対する適正化	要支援1,2の方が30日を超えて利用する場合は、支援1:503単位 支援2:623単位が基本報酬になります。 介護1から5の方が31日~60日連続利用された場合は、30単位減算 60日以降(介護1:670単位、介護2:740単位、介護3:815単位、介護4:886単位、介護5:955単位)

※該当する項目について日数分が加算されます。

※蒲郡市は7級地に該当している為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。

その他の主な費用 おやつ代:1日100円、理髪サービス:カット1,100円、カット顔そり1,500円、カットカラー4,500円、カットカラー顔そり4,900円、教養娯楽費:実費